

はじめに

障がい者に対する虐待行為が後を絶たない中、平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障がい者虐待防止法）」が施行されることになりました。

本市では、「富田林市障害者計画」「第3期富田林市障がい福祉計画」を策定し、障がい者の尊厳を守り、安心していきいきと暮らすことのできるまちづくりに向けて、基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの整備など、相談支援体制の充実を通じた障がい者虐待の防止をはじめ、障がい者支援のための諸事業に取り組んでいるところです。

虐待は障がい者の尊厳をおびやかし、自立や社会参加をさまたげます。虐待は特定の人や家庭、場所で起こるものではありません。虐待をもっと身近な問題としてとらえ、個人として、また社会として予防や早期の対応に努めなければなりません。

そのため、本市では障がい者虐待について、早期発見と早期対応をはかる観点から、「富田林市障がい者虐待防止マニュアル」を作成いたしました。

関係各機関におかれましては、このマニュアルをご活用いただき、障がい者の尊厳が守られ、自立した生活が継続できるよう、ご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

平成 24 年 9 月

富田林市子育て福祉部障がい福祉課

目 次

1. 障がい者虐待とは？	
(1) 障がい者虐待防止法における用語の定義	1
(2) 障がい者虐待の区分と例	2
(3) 障がい者虐待発見チェックリストの例	3
2. 市の役割と責務	
(1) 養護者による障がい者虐待について	6
(2) 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について	6
(3) 使用者による障がい者虐待について	6
(4) 市障がい者虐待防止センターの機能と周知	6
3. 通報の義務	
(1) 国民の責務	7
(2) 通報の義務	7
4. 関係機関の役割と責務	
(1) 関係機関の役割と責務	8
(2) 早期発見と早期対応に向けて	9
(3) 相談を受けた場合の対応	11
(4) 相談・発見から通報・相談までのながれ	12
(5) 通報・相談を行った後の支援	12
(6) 障がい者虐待対応スキーム	13
巻末資料	
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	15
障がい者虐待（相談）受付票（様式1）	30

引用・参考文献

- ・「障害者虐待防止マニュアル 行政・支援者が障害者虐待に適切に対応するために」 NPO 法人 PandA-J
- ・「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」 厚生労働省（平成 24 年 3 月）
- ・「市町村（障がい者虐待防止センター）職員のための障がい者虐待初動期対応チェックリスト」大阪府障がい者自立支援制度ワーキングチーム（平成 24 年 9 月）
- ・「富田林市高齢者虐待防止マニュアル」 富田林市健康推進部高齢介護課